

## 平成 17 年度第 4 回日本スポーツ少年団常任委員会議事録

日 時 : 平成 18 年 3 月 8 日(水) 16 時 00 分 ~ 17 時 30 分

場 所 : 財団法人 日本体育協会 理事・監事室

出席者 : 長沼本部長、佐藤、田中、吉田の各副本部長

島中、原田、山野井、廣川、佐藤、織奥、高橋、宮崎、折原、菅原、

平井、山岸、大橋、大山、山崎の各常任委員

委 任 松井、村田、小杉

委員総数 22 名、うち出席 22 名(委任 3 名を含む)

設置規程第 17 条第 3 項により会議成立。

事務局 岡崎事務局長、古賀次長、小寺部長、小林課長

他青少年スポーツ部員

議事に先立ち、長沼本部長より挨拶があり、その後、長沼本部長を議長とし、議事に入った。

### < 報告事項 >

#### 1. 平成 17 年度第 3 回日本スポーツ少年団常任委員会議事録について

議長より資料に基づき報告、これを了承。

#### 2. 平成 17 年度日本スポーツ少年団ブロック会議の終了について

事務局より、各ブロックとも、それぞれ開催主管県の協力により当初予定どおり終了したことを資料に基づき報告。

会議では、「平成 18 年度事業計画・予算(案)」について協議を行い、大筋で了解が得られたこと、また「平成 18 年度スポーツリーダー養成講習会兼認定員養成講習会の実施」、「平成 18 年度スポーツ少年団ブロック競技別交流大会」等に対し寄せられた意見・要望については、現在、各専門部会で検討を行っている旨報告。

これを了承。

#### 3. 平成 17 年度スポーツ少年団認定育成員研修会の終了について

事務局より資料に基づき、本研修会を各講師の協力を得て、全国 6 ブロック 6 会場、1 泊 2 日の日程で開催し、無事終了したと併せ、計 517 名の認定育成員が資格を更新したことを報告。

これを了承。

#### 4. 専門部会等報告について

第3回常任委員会以降に開催した各専門部会およびプロジェクトの協議内容について次のとおり報告。

##### <指導育成部会>

大橋部会長より次の5点について報告。

- (1) 平成17年度日本スポーツ少年団シニア・リーダースクールについて  
リーダー養成ワーキンググループの評価に基づき、平成17年度日本スポーツ少年団シニア・リーダースクール参加者の資格認定について審議し、スクーリング修了者153名のうち、147名(男子56名、女子91名)をシニア・リーダーとして認定。今回認定されなかった6名のうち、3名については、年度内の認定保留としたため、平成17年度の最終的な認定数については、次回以降の常任委員会にて報告することとする。
- (2) 平成18年度日本スポーツ少年団シニア・リーダースクールについて  
リーダー養成ワーキンググループの報告を受け、事業の実施内容について協議。引き続き、ワーキンググループと連携して実施に向けて準備を続けることとした。
- (3) 平成18年度スポーツ少年団認定育成員研修会について  
事業の実施内容について協議。引き続き、実施に向けて準備に取り組むこととした。
- (4) 平成18年度全国スポーツ少年団リーダー連絡会について  
事業の実施内容について協議。引き続き、実施に向けて準備に取り組むこととした。
- (5) スポーツ少年団組織整備強化事業について  
組織整備強化事業費の市区町村連携強化費に関して協議。算出基準である市区町村数が合併により減少しているため、「団員・指導者・役職員」全てを含めた登録数を算出基準とすることとした。

##### <広報普及部会>

山野井部会長より次の2点について報告。

- (1) 平成17年度広報出版物について  
従来同様の作成物として、PR用リーフレット、ガイドブック「スポーツ少年団とは」、各種事業報告書を作成。PR用リーフレットについては、観点を団員募集からスポーツ少年団組織そのものを紹介する内容に変え、内容の充実を図るために体裁をA4版からA3版二つ折りに変更して、少年団組織外の日本PTA全国協議会にも配布協力を依頼し、全国のPTA関係者に対して約2万2千部を配布した。また、ガイドブック「スポーツ少年団とは」については、最新の写真を多く使った表紙へとデザイン変更を行った。

(2) 平成 18 年度広報出版物について

ガイドブック「スポーツ少年団とは」、PR 用リーフレット等平成 17 年度に作成した形態を踏襲する予定だが、ガイドブック「スポーツ少年団とは」の内容については、今春改訂される認定員養成講習会テキストとの整合性を図りながら改訂作業を行うこととした。また PR 用リーフレットについては、発行部数、配布先、活用方法などを今後検討していくこととした。

<活動開発部会>

山岸部会長より次の 3 点について報告。

(1) 2006 年日独青少年指導者セミナーについて

実施要項（案）について協議を行った。なお、派遣・受入日程等の詳細については、現在、文部科学省、ドイツスポーツユースなど関係団体と調整中である。

(2) 2008 年以降の日独国際交流協定書について

現協定書の契約有効期間は 2007 年までであり、次期協定書の調印に向けた取り組みは 2006 年より行う旨、協定書に記載されていることから、各都道府県宛に継続意向調査を実施すること、またその内容について確認した。

(3) 国際交流事業効果の把握調査について

第 8 次育成 5 か年計画に含まれている本調査に関し、調査内容の原案について協議を行った。今回の協議内容を踏まえ、引き続き協議事項とし、具体的な調査対象、概算経費等の作成を担当部会員が行うこととした。

<スポーツ安全対策プロジェクト>

事務局より次のとおり報告。

(1) ジュニアスポーツ法律アドバイザーシステムワーキンググループ

去る 1 月 17 日に開催したワーキンググループでは「2006 年ジュニアスポーツの育成と安全・安心フォーラム」の開催について検討。

また、弁護士組織化については、都道府県スポーツ少年団に対する協力弁護士の紹介について協議し、今後、都道府県スポーツ少年団へ順次案内していくことを確認した。

なお、「2006 年ジュニアスポーツの育成と安全・安心フォーラム」は、2 月 5 日に広島県リーガロイヤルホテルにて開催し、少年団関係者 39 名、弁護士 19 名、損害保険会社 9 社 21 名、関係者 24 名の合計 103 名の参加者を得、基調講演、パネルディスカッションなど全プログラムが成功裡に行われた。

今回は、村田常任委員に基調講演、パネリストとして協力いただき、主に医・科学的な見地から講演いただいた。パネルディスカッションは、事故を未然に

防ぐための方策をテーマに活発な討議が行われ、菅原常任委員を班長とするワーキンググループメンバー、共催の財団法人スポーツ安全協会、日本スポーツ法学会の協力により無事終了した。

また、同会場で実施した「ジュニアスポーツ法律アドバイザーシステム研究会」では、ガイドブック「スポーツ少年団とは」を活用し、弁護士の方々に対し、スポーツ少年団への理解を深めていただく機会としたことと併せ、ワーキンググループ班長である菅原常任委員より今後の取り組みや協力についての依頼を行った。

菅原常任委員より、弁護士の組織化のための取り組みは順調に進んでおり、各都道府県においては、協力弁護士に気軽に声をかけて欲しい旨の補足説明があった。

## (2) ジュニアスポーツ医・科学サポートシステムワーキンググループ

ジュニアスポーツの医・科学サポートに関する小冊子の作成に取り組んでおり、その内容や活用方法について検討。認定員の補助テキストや研究大会での資料、各種研修会での配布等、幅広く活用できる冊子とするよう考えており、18年度中を目途に発行する予定。

今後の取り組みについては、平成14年度より継続して実施しているサプリメントアンケートの追跡調査、食育に関する研究や活動プログラムの研究などを予定している。

## <日本スポーツ少年団リーダー養成ワーキンググループ>

事務局より次のとおり報告。

### (1) 平成17年度日本スポーツ少年団シニア・リーダースクール参加者の評価について

参加者の評価について協議し、スクーリング修了者153名のうち、その後の通信研修を修了した147名(男子56名、女子91名)をシニア・リーダーとして適正と評価した。この147名の資格の認定については、先ほどの指導育成部会報告の通りである。

また、未認定の6名のうち、3名は平成17年度の追認定候補者として年度内の課題提出を課し、残りの3名については本年度の認定は保留とし、平成18年度での過年度受講対象者とした。

### (2) 平成18年度日本スポーツ少年団シニア・リーダースクールについて

事業内容について協議。4月以降、各都道府県に対し、開催通知を送付する予定であり、引き続き事業実施に向けて準備に取り組むこととした。

以上、専門部会及びプロジェクト報告を了承。

## 5. ブロック報告について

廣川常任委員より、昨年 12 月に卓球の新潟県チームが交通事故に遭遇し、中学生 2 名が死亡した事故（富山県で開催された卓球大会に県卓球連盟の派遣で出場したチームが帰路で追突事故に合い、少年団員でもある 2 名が亡くなった）に鑑み、新潟県体育協会・新潟県スポーツ少年団として、県内の少年団、競技団体に対して事故防止に関する指導等の周知徹底を図るべく、通達文を出したことが報告された。

## 6. その他

事務局より次の 4 点について報告。

### (1) 日本スポーツ少年団の感謝状の贈呈について

資料に基づき、日本スポーツ少年団顕彰要綱第 3 条第 4 項に基づく感謝状を、去る平成 17 年 12 月 24 日に逝去された、故吉川勉滋賀県スポーツ少年団本部長に対し、これまでの滋賀県スポーツ少年団本部長として功績を称え贈呈したことを報告。

また、3 月末に開催される第 28 回剣道交流大会及び第 3 回バレーボール交流大会の開催に伴う感謝状を宮城県及び北海道スポーツ少年団と調整し、剣道交流大会は 5 団体に、バレーボール交流大会は 2 団体に贈呈する旨併せ報告。

### (2) 子どもの居場所づくりに関する文部科学大臣感謝状交付候補者の推薦について

文部科学省より「子どもの居場所づくり」に関する文部科学大臣感謝状交付候補者推薦の依頼があり、選考基準を満たしている 18 団体に対して実態調査を行い、回答があった 8 団体について、活動開発部会長で運営協議会委員長である山岸常任委員を中心に選考を行った結果、千葉県習志野市の NPO 法人習志野ベイサイドスポーツクラブと鹿児島県和泊町の和泊町スポーツ少年団の 2 団体を推薦し、内定を受けたことを報告。

なお、感謝状は、3 月 22 日（水）に文部科学省ビルにおいて行われる感謝状授与式にて交付される予定。

### (3) 常任委員の任期等について

本件については、去る 11 月開催の第 3 回常任委員会での協議の結果、本部長、副本部長に一任いただいていたが、検討の結果、常任委員の任期を内規等で一律に年限を定めることには問題があり、現在専門分野の立場で学識経験常任委員と

して就任いただいている委員には、今後、専門部会等への登用などを通してうまく後継者へ世代交代の出来るようなシステムを作っていただき対処していくこととした旨報告。

また、常任委員の構成についても、その時々において変更の必要が生じる場合があり、内規で固定するのではなく、現行通り選出基準を明確にしていく旨を併せ報告。

#### **(4) 平成 18 年度の常任委員会・委員総会の開催日程について**

資料の通り会議開催日程を報告。

以上、いずれも了承。

#### **< 議案 >**

##### **1. 平成 17 年度第 2 回日本スポーツ少年団委員総会の開催について**

事務局より、3月9日開催の委員総会は資料（総会次第）に基づき進行し、「役員人事について」と「平成 18 年度事業計画・予算（案）について」の 2 点について審議いただき、報告を 4 点行う旨を諮り、これを承認。

「役員人事」については、平成 17 年度をもって副本部長を辞任される田中副本部長の後任人事に関する内容であり、先に開催の日本スポーツ少年団ブロック会議において協議し、住谷香川県スポーツ少年団本部長を推薦いただいている旨報告。

また、田中副本部長より辞任の挨拶があった。

##### **2. 平成 18 年度日本スポーツ少年団事業計画および予算（案）について**

事務局より、先の常任委員会以降ブロック会議で意見を伺うとともに、日本体育協会での全体的な調整に伴い再編成した平成 18 年度日本スポーツ少年団事業計画および予算（案）について、資料に基づき説明。

なお、予算については、各種補助金・助成金の決定が 4 月以降になることから、その確定後に実行予算の編成に取りかかるため、これについては本部長に一任願い、6 月開催の常任委員会・委員総会にて報告する旨説明。

以上、これを承認。

##### **3. 日本スポーツ少年団制度・要項等の改訂について**

事務局より、資料に基づき、下記の 3 点について一括して説明。

###### **(1) 日本スポーツ少年団顕彰要綱施行基準の改訂について**

顕彰要綱第 3 条第 2 項に定める指導者の顕彰数について、基準枠の拡大を目的に、施行基準「4. 顕彰の数、(2)」の算出基準を、これまで「1,000 人以上は 2,000 人毎

に1名を追加」と定めていたものを「1,500人を超える毎に1名を増やす」に変更。

## (2) 全国スポーツ少年団競技別交流大会開催基準要項の改訂について

平成18年度より軟式野球交流大会を北海道で固定開催することから、「基準要項5、(2)」の文言を訂正。軟式野球の固定開催に伴い剣道とバレーボールの2競技を、各地区(3ブロック)で行うことから、なお書きの一部を削除。

また、「14.大会の式典、(2)」の開会式の実施内容について、これまで～を必ず実施するものとしていたが、優勝旗、優勝杯返還が全競技一律での実施が難しく、大会毎に実施方法が異なっていることから、～を削除し、「～、～」に変更。

## (3) 日本スポーツ少年団リーダー制度の改正について

リーダー制度「3.資格認定」で定める、スポーツ少年団リーダーの認定物品について、現行は「認定ワッペン」「認定トレーナー」と定めているが、今後「認定トレーナー」の見直しをすることから、物品をトレーナーに限定せず柔軟に対応できるように「認定品」に変更。

なお、具体的な認定品については、今後リーダー等の意見も参考に、指導育成部会にて検討していくこととした。

以上、日本スポーツ少年団の制度・要項等の改訂について3点を諮り、これを承認。

## 4. 全国スポーツ少年団軟式野球交流大会実施要項基準の変更について

事務局より、資料に基づき、全国スポーツ少年団軟式野球交流大会は、明平成18年度より北海道での固定開催となるため、実施要項基準の変更が必要なることを説明。以下の変更点について諮り、いずれも承認。

- ・「5.主催」に読売新聞社を追加
- ・「6.主管」の実行委員会名にこれまで開催都道府県名を入れていたものを削除
- ・「9.参加資格」に新たに(3)として、本大会と財団法人全日本軟式野球連盟主催の「全日本学童軟式野球大会」への両大会に出場を認めない項目を追加
- ・「17.参加申込」で実行委員会名の変更と所在地を明記
- ・「19.大会経費」に関して、固定開催の条件であった参加者交通費について、「参加者の近隣の指定空港から新千歳空港までの往復飛行機チケットを支給することとなり、新たに旅費に関する事項を追加
- ・「23.その他」として、交歓交流会で実施するスタンプを準備する旨の記載をしていたが、実状に合わせてこの項目を削除

原田常任委員より、軟式野球交流大会に関し、本年度東北ブロック代表チームが、全日本学童軟式野球大会と重複エントリーし、学童大会の決勝戦まで勝ち残ったため

少年団交流大会への出場を辞退したことへの対応をどうすべきか質問があった。

大山常任委員より、財団法人全日本軟式野球連盟主催の大会では「当該チームの1年間出場停止」という定めがあることを説明。山岸常任委員より、日本スポーツ少年団では、福島県スポーツ少年団からの経緯と謝罪に関する文書を受け、活動開発部会において協議した結果、実施要項に罰則に関する条項がないこと、団員の出場権利を奪う必要はないという見解から、当該チームに対して特にペナルティーを課していないことを説明。

原田常任委員からは、先に開催された、宮城県・福島県・山形県スポーツ少年団の野球関係者等の協議では、平成18年度以降の東北ブロック大会には、福島県内の単位団は3年間、当該チームは5年間の出場停止とすべきとの強行意見すら出ており、今後、東北ブロックの当該県本部長会議にて対応を再度検討することとなっている旨報告があった。

これに対して、宮崎常任委員より少年団はトップアスリートを育成しているわけではないので、あまり厳しい対応をしなくてもよいのではないか、という意見が出された。

協議の結果、常任委員会としては、団員の出場機会を奪うようなペナルティーを課すべきではなく、何らかの処遇が必要であれば、指導者に対する注意等に止めることでよいのではないか、という見解で一致した。

## 5. 平成20年度全国スポーツ少年大会および競技別交流大会の開催地について

事務局より、平成20年度に北信越ブロックが担当する全国スポーツ少年大会、および軟式野球交流大会を除いた東地区が担当する競技別交流大会の開催地について説明、下記の通りこれを承認。

なお、最終的な決定は、各開催県スポーツ少年団および県体育協会等関係正式機関の最終承認を得た時点になることを確認。

また、剣道交流大会については、現在未定であるため引き続き北海道・東北ブロックにて調整いただき、決定次第改めて報告することとした。

- ・ 第46回全国スポーツ少年大会 : 富山県
- ・ 第31回全国スポーツ少年団剣道交流大会 : 未定
- ・ 第6回全国スポーツ少年団バレーボール交流大会 : 埼玉県

## 6. 第33回日独スポーツ少年団同時交流事業の実施および「日本派遣団」の編成等について

事務局より、日独同時交流の実施要項(案)および「日本派遣団」の編成等について資料に基づき説明、これを承認。

なお、団長団を含む派遣団の最終編成および内定から正式決定までの手続き、また、内定後、事前研修までの間に欠員が生じた場合の当該ブロック内補充を最優先する措



置について、本部長に一任された。

#### **7. 2006 年日中青少年スポーツ団員交流派遣事業の実施および「日本派遣団」の編成等について**

事務局より、日中青少年スポーツ団員交流派遣事業の実施要項（案）および「日本派遣団」の編成等について資料に基づき説明、これを承認。

なお、団長団を含む派遣団の最終編成および内定から正式決定までの手続き、内定後、事前研修までの間に欠員が生じた場合の調整について、本部長に一任された。

#### **8. 第 12 回スポーツ少年団指導者全国研究大会の開催について**

事務局より、6 月 25 日（日）に開催を予定している指導者全国研究大会の開催について、指導育成部会で作成した開催要項（案）に基づき説明。

また、現在調整中の特別講演者および分科会パネリストの人選については、指導育成部会長に一任願いたい旨併せて諮り、これを承認。

#### **9. 平成 18 年度スポーツリーダー養成講習会兼スポーツ少年団認定員養成講習会について**

事務局より、資料に基づき、本事業は今年度までは助成事業として実施していたが、18 年度より国庫補助金を受け、各県への委託事業として実施することを説明。

また、講習会は、日本体育協会公認スポーツリーダー養成カリキュラムに基づき実施し、講習会を修了し「認定員」資格を認定された指導者に対しては、「スポーツリーダー」資格が付与されることを併せて説明。

開催要項（案）等について諮り、これを承認。

以上協議し、17 時 30 分閉会。